

朝倉市「食」の自立支援事業委託に係るプロポーザル実施要領

1. 委託業務名

朝倉市「食」の自立支援事業

2. 業務の目的

在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、「食」の自立の観点から、心身の状況、置かれている環境等に応じ、計画的に配食サービスを実施することで、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることを予防し、在宅高齢者等の福祉増進を図ることを目的とする。

3. 業務内容

別紙仕様書のとおり

4. 履行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

5. 選考方法

公募型プロポーザル方式による選考

6. 応募資格

(1) 申込者の応募資格

- ①献立作成及び調理業務を実施する事業所には、管理栄養士又は栄養士を配置し、調理師及び調理員を従事させ、栄養管理面において支障のない事業者であること。なお、この場合における調理業務には、調理済み食材の解凍や盛り付け作業は含まない。
- ②公衆衛生に関する法令等を遵守し、調理施設及び業務従事者の細菌検査を受け、衛生管理面において支障のない事業者であること。
- ③食中毒等の事故及び配達事故等に備えた損害賠償・補償保険に加入していること。
- ④調理業務を引き続き3年以上にわたり、円滑かつ安定的に営んでいること。
- ⑤仕様書に基づき円滑に業務を行うことができる事業者であること。

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する者は応募資格を有しないものとする。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②朝倉市において懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない者
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- ④地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定管理者の取り消しを受けたことがあり、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する一般競争入札に参加できないこととされている者
- ⑥朝倉市指名停止等措置要綱による指名停止を受けている者
- ⑦納期の到来している国税、県税又は市税を滞納している者
- ⑧会社法（平成17年法律第86号）に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた者及びその開始命令がされている者
- ⑨民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ⑩会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ⑪破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ⑫暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

7. スケジュール（なお、日程は都合により変更する場合があります。）

	内容	期間及び提出締切	備考
1	公募型プロポーザル公告	令和4年11月18日（金）	
2	公募申込受付締切	令和4年12月1日（木）17時15分	
3	仕様書質問受付	令和4年11月18日（金）～12月1日（木）	文書による質問受付
4	仕様書質問回答	令和4年12月5日（月）17時15分	文書による質問回答
5	申請書類提出期限	令和4年12月13日（火）17時15分	
6	審査（プレゼンテーション、書類審査、食事審査）	令和4年12月20日（火）	
7	審査結果通知	令和4年12月下旬	
8	委託業者決定・通知	令和5年1月中旬	
9	現地視察	後日通知予定	

※仕様書質問については、別紙質問書に記載し、メールまたはFAXにより提出すること。

8. 公募申込

（1）提出方法

持参又は郵送での提出

（2）提出場所

朝倉市保健福祉部 介護サービス課 高齢者支援係

〒838-8601 朝倉市菩提寺412番地2 朝倉市役所2階

(3) 提出期限

令和4年12月1日（木）17時15分まで

※土日祝を除く

※郵送の場合は、令和4年12月1日（木）必着

(4) 提出書類

①令和4年度「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品及び役務の提供）」を提出していない方

- ・一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品及び役務の提供）表紙～別紙3までの計4枚
- ・誓約書
- ・役員等調書及び照会承諾書
- ・営業所一覧表（自社様式でも可）
- ・営業経歴書
- ・決算書（写し可）
- ・登記事項証明書（写し可）（3ヵ月以内のもの）
- ・使用印鑑届
- ・委任状
- ・滞納の無い証明書（写し可）

②令和4年度「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品及び役務の提供）」を提出された方

- ・一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品及び役務の提供）別紙3のみ

9. 申請書類提出

(1) 提出方法

持参又は郵送での提出

(2) 提出場所

朝倉市保健福祉部 介護サービス課 高齢者支援係

〒838-8601 朝倉市菩提寺412番地2 朝倉市役所2階

(3) 提出期限

令和4年12月13日（火）17時15分まで

※土日祝を除く

※郵送の場合は、令和4年12月13日（火）必着

(4) 提出書類 ※1部提出。

- ・業務受託申請書（様式第1号）
- ・業務受託応募に当たっての調書（様式第2-1号～2-5号）
- ・法人経歴・沿革の分かる書類（様式第3号）
- ・過去3年間の財務状況が分かる書類（決算書写しなど）

- ・食中毒等に備えての損害賠償・補償の保険証書（写し）
- ・過去1年間の配食献立表
- ・その他、選考にあたり隨時必要な書類の提出を求めることがある。

10. 審査

（1）実施日時及び場所

令和4年12月20日（火） 朝倉市役所

※時間及び場所等の詳細については、申請書類提出期限以降に通知する。

（2）審査内容

①プレゼンテーション

申請時に提出する業務受託応募に当たっての調書（提案内容書）をもとに申込者がプレゼンテーションを行う。その後、質疑応答を行い、その内容を審査する。プレゼンテーションの際にパソコン等を使用する場合は、事前に連絡すること。持ち時間は、1申込者当たり30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とし、入室は1申込者当たり3名以内とする。

②書類審査

申込者から提出された申請書類等の内容を審査する。

③食事審査

弁当の試食を行い、その内容を審査する。申込者は、試食用として、通常食及び仕様書に記載された特別食（以下記載のとおり）を各1食ずつ準備し、審査当日に持参すること。

- ・通常食

- ・やわらか飯

- ・刻み食

- ・減塩食

- ・糖尿病食

※禁忌食については、不要。

（3）審査方法

①朝倉市「食」の自立支援事業調理業務等の委託業者選考委員設置要綱等に基づき、審査内容を総合的に評価する。

②各選考委員の評価点（最高点及び最低点を除く）合計の平均点（小数点以下四捨五入）が基準点（満点の6割）以上であり、かつ、最も点数が高い申込者を契約候補者として選定する。

（4）審査項目

- ①業務遂行能力

- ②安全・衛生管理能力

- ③信用状況

- ④設備

⑤立地条件

※審査内容の詳細については公表しない。

1 1. 現地視察

委託期間開始までに、市が委託業者の厨房への現地視察を実施するため、立ち会うこと。業務の一部を再委託する場合については、再委託先の施設を調査することとし、安全・衛生面等への対応について確認を行い、必要に応じて市から指導や改善要求等を行う。

※日時等の詳細については後日通知予定。

1 2. その他の留意事項

- (1) 業者選考に係る費用（試食用弁当代含む）については、すべて申込者の負担とする。
- (2) 提出期限後の書類の差し替えは認めない（市が補正等を求める場合を除く）。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) プロポーザルの参加を辞退する場合には、辞退届を提出すること。辞退届の様式は任意とする。
- (5) 欠席の場合は、参加を辞退したものとみなす。

1 3. 問い合わせ先（事務局）

〒838-8601 福岡県朝倉市菩提寺412番地2

朝倉市 保健福祉部 介護サービス課 高齢者支援係

電話：0946-28-7590

FAX：0946-23-1536

メール：kaigo-sien@city.asakura.lg.jp